

一般社団法人佐賀県法人会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、佐賀県内に事務所を有する法人会（以下「各法人会」という。）の連合体として、国及び地方の税務行政との協調のもとに、本会を中軸に各法人会と連携して税知識の普及及び納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言 に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 各法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業 を支援する事業
- (7) 各法人会の充実発展に資する事業
- (8) 各法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、各法人会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において承認を得なければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において退会の承認を得て、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の 5 分の 1 以上の会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、各会員 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人 2 名が前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第 20 条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事及び監事は、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の減免)

第 27 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の損害を賠償する責任について、法人法第 114 条に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償の責任を負う額から法人法第 113 条第 1 項第 2 号の最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 顧問及び相談役の選任及び解任
- (5) その他この定款で定めた事項

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 その他の機関

(正副会長会)

第 34 条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。

2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問及び相談役)

第 35 条 本会に、理事会の決議により任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、及び解任する。

3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

(委員会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、委員会を設けることができる。

(連絡協議会)

第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を設けることができる。

2 前2条の機関の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の重要な職員は理事会の決議を経て会長がこれを任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

第40条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 一般法人への移行時に保有する別表に掲げる財産
- (2) 一般法人への移行日以後に、基本財産として寄附された財産
- (3) その他理事会において基本財産とすることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理運用)

第41条 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長がこれを行う。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるものとし、その一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号から第5号までの書類については定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かねばならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は中富博・とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産 (第 40 条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	商工組合中央金庫株式会社佐賀支店 20,000,000 円